

旭川市都市公園広告物掲出取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、旭川市都市公園条例施行規則（昭和33年旭川市規則第9号。）第13条の規定に基づき、花咲スポーツ公園への広告物掲出に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告物の掲出対象)

第2条 広告物を掲出できる花咲スポーツ公園の施設は、硬式野球場とし、掲出できる箇所は次のとおりとする。

- (1) バックネット
- (2) ダッグアウト
- (3) 内野フェンス
- (4) 外野フェンス
- (5) その他市長が認めた箇所

(広告物の掲出基準)

第3条 掲出できる広告物は、市の品位及び公共性、公益性を損なうおそれのないもの並びに市民に不利益を及ぼさないものであって、かつ、次に掲げる項目のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）、その他関係法令等の規定に反するもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 政治活動又は宗教活動に関するもの
- (4) 個人又は団体の意見広告に関するもの
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業に関するもの
- (6) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
- (7) 商品先物取引に関するもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が掲出物等の目的、対象、性質、形状等を勘案し、掲出することが適当でないことを認めたもの

(広告物掲出者の募集方法)

第4条 広告物の掲出者（以下「広告主」という。）の募集方法は、次の各号のいずれかによる方法のうちから、選択又は組み合わせて行うものとする。

- (1) 市の広報誌、ホームページ等により公募する方法
 - (2) 広告代理業を営む者等に、掲出を希望する者の募集を委託する方法
- 2 前項の規定にかかわらず、地域経済の活性化が見込める等、本市にとって有益であると市長が認める場合については、特定の者を広告主とすることができる。

(広告主の決定)

第5条 前条第1項の規定により募集したときは、入札により広告主を決定するものとする。

(申請)

第6条 広告主と決定された者は、旭川市都市公園条例（昭和32年旭川市条例第22号。以下「条例」という。）第3条第2項の規定に基づく申請書を提出しなければならない。

(広告物の掲出期間)

第7条 広告物の掲出期間は、掲出の許可があった日からその日の属する年度末までとする。ただし、市長が認めたときは広告物の掲出期間を更新することができる。

(審査委員会)

第8条 広告物の掲出の適正な運営を図るため、土木部内に広告物掲出審査委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

2 委員会は、次の各号に掲げる職にある者をもって構成する。

- (1) 土木部長
- (2) 土木総務課長
- (3) 土木管理課長
- (4) 土木建設課長
- (5) 公園みどり課長

3 委員会に委員長を置き、委員長は土木部長をもって充てる。委員長は、会議を招集し、これを総理する。ただし、委員長の判断により、会議の招集に代え書面で委員の意思を徴し、これを決することができる。委員長に事故ある時は、あらかじめ委員長の指名した者がその職務を代理する。

4 委員会は次の事項に関することを審議する。

- (1) 広告主の募集方法及びその選定
- (2) 広告物の掲出の可否
- (3) 入札によらない場合の広告物の使用料（以下「広告料」という。）
- (4) 広告物の掲出期間の更新の可否
- (5) その他、広告物の掲出に関する重要な事項

5 委員長は、委員会の議事に必要な説明又は意見を求めるため、関係職員を説明員として会議に出席させることができる。

6 委員会の庶務は、公園みどり課で行うものとする。

(広告料の納付)

第9条 広告主は、掲出決定後、市長の指定する期日までに広告料を一括して前納するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

2 広告料は、条例第20条の規定による減免を適用しないものとする。

3 条例別表(2)に規定する掲出される広告物の使用料は、入札又は委員会により決定された広告料とする。

(広告物の変更)

第10条 広告物の掲出者が広告物を変更しようとするときは、あらかじめ条例第3条第3項の規定に基づき申請書及び関係書類を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

(広告物の掲出取消)

第11条 市長は、次の各号に該当するときは、広告物の掲出の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告料の納付がないとき
- (2) 掲出の決定後、第3条各号の規定に該当したとき
- (3) 偽りその他不正な手段により広告物の掲出の決定を受けたとき
- (4) 条例第3条第5項の規定により付した条件に従わないとき
- (5) 広告主から、広告物の掲出の辞退の申し出があったとき

(6) その他、市長が広告物の掲出に支障があると認めたとき

(広告料の返還)

第12条 既納の広告料は返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告物の掲出ができなかったときは、その全部又は一部を返還するものとする。

(費用負担)

第13条 広告物の掲出、維持及び撤去に係る一切の費用は、広告主の負担とする。

(広告主の責務)

第14条 広告主は、掲出された広告物に関する一切の責務を負うものとする。

2 広告主は、広告物の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告物の内容等に関する財産権の全てにつき権利得喪に係る処理が完了していることを市に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告物により損害を被ったという請求がなされたときは、広告主の責任において解決するものとする。

(免責)

第15条 第11条の規定による広告物の掲出の取消、又は事故、天災事変等の不可抗力、その他市の責めによらない原因により広告主が受けた損害について、市はその責めを負わない。

(原状回復)

第16条 広告主は、広告物の掲出期間が満了したとき及び第11条の規定により広告物の掲出を取り消されたときは、自らの責任において直ちに広告物を撤去し、原状に復さなければならない。ただし、広告物の掲出期間が満了し、その期間が更新されたときは、この限りではない。

2 広告主が広告物の撤去及び原状回復をしないときは、市長がこれを撤去し原状に復すことができる。この場合において、費用が発生した場合は広告物の掲出者に請求することができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年4月22日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成25年5月20日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。